

志津南学区人権教育推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志津南学区まちづくり協議会会則第14条第1項第6号に規定する人権教育推進委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 志津南学区人権教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、同和問題をはじめあらゆる人権問題に対する地区住民の認識を高め、人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりに資することを目的とする。

(活動)

第3条 推進委員会は前条の目的達成のため、次の活動等を行う。

- (1) 町内会主催町内学習懇談会を企画運営する。
- (2) 町内学習懇談会推進者研修講座第1・2講座に参加するとともに、町内学習懇談会推進研修会、町内学習懇談会町別打合せ会、町内学習懇談会報告研修会を、市人権センターと連携し企画運営し、町内会長をはじめ各種団体の代表者の参加促進を図る。
- (3) 市同和教育推進協議会へ代表者を参加させ、その主催事業や市等の人権啓発事業への参加促進を図る。
- (4) その他、必要に応じて現地見学等の人権研修を開催する。

(委員)

第4条 人権教育推進委員（以下「委員」という。）は、志津南学区まちづくり協議会会則第14条第2項の規定によるものとし、このうち各町内会から選出された委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残留期間とする。

- 2 地区内から選任された人権擁護委員は、委員とする。
- 3 第1項に規定する委員のうち、協力員の設置は推進委員会の了承を得るものとする。
- 4 委員の再任は妨げない。
- 5 委員は、その任を退いた後も、差別のない明るいまちづくりのため、推進委員会に積極的に協力するものとする。

(役員および相談役)

第5条 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計担当 1名

- 2 委員長、副委員長、事務局長および会計担当は、委員の互選によって選出する。
- 3 推進委員会に非常勤の相談役1名を置く。委員長は前年度委員長に相談役を委嘱するが、必要に応じて前年度役員が相談役の代理をすることができる。

(役員および相談役の任務)

第6条 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長はこの会の事務を行う。

4 会計担当はこの会の予算執行を行う。なお、会計管理事務の範囲内で、会計担当は推進委員会を代表するものとする。

5 相談役またはその代理は委員長から事前の要請があった場合のみ推進委員会および役員会（以下、「会議」という）に出席し、オブザーバーとして助言することができる。

(会議)

第7条 会議は委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長をもって充てる。

3 推進委員会は、委任状を含めて委員総数の三分の二以上の出席により開催できる。

4 推進委員会は、出席者の過半数の同意を得て議決する。賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があるときは、第5条に規定する役員により、役員会を招集することができる。役員会は推進委員会で決められた活動、予算の執行や関係行事の実施について協議し、企画・準備・調整を行う。

6 委員長は必要に応じて志津南学区担当草津市職員にオブザーバーとして会議に出席を要請し、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は志津南市民センター内に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営その他必要な事項は役員会において定める。

付則 この規則は、平成25年4月28日から施行する。

付則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成26年5月10日から施行する。

付則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

<参考> 草津市の人権関係呼称と本委員会の呼称(平成27年4月施行)の対応は以下の通りである。

旧名称	新名称	新名称の略称	基本的内容
町内学習懇談会	町内学習懇談会	町内学習懇談会	懇談会
町内学習懇談会推進者研修講座(第3講座)	町内学習懇談会推進研修会	推進研修会	町内学習懇談会の意義や位置づけの研修
町内学習懇談会推進者研修講座(第4講座)	町内学習懇談会町別打合せ会	打合せ会	町内学習懇談会の町内会別打合せ
県外研修 or 先進地研修	志津南おでかけセミナー	おでかけセミナー	町内学習懇談会推進者・住民の見学研修
人権啓発・学習活動	志津南人権セミナー	人権セミナー	町内学習懇談会推進者・住民のテーマ学習
町内学習懇談会結果報告会	町内学習懇談会報告研修会	報告研修会	各町内での取り組み報告と人権研修